

Q 被害弁償で高額請求 裁判までは……

スポーツクラブの経営者です。クラブ内の設備不良で会員にけがを負わせてしまい、慰謝料300万円を請求されました。被害弁償をしたいのですが、金額としてあまりにも高額な気がします。裁判まではしたくない一方、会員と話し合うだけではちが明かない気がします。どうしたらいいのでしょうか。



トラブルを抱えた際、今後の付き合いや立場などを考慮して、できる限り穏便に解決したいと希望する人は多いと思います。しかし、当事者間での個人的なやり取りでは、話し合いがまとまらないことがあります。このような場合に、県弁護士会が仲介合意模索

トラブルを抱えた際、今後の付き合いや立場などを考慮して、できる限り穏便に解決したいと希望する人は多いと思います。しかし、当事者間での個人的なやり取りでは、話し合いがまとまらないことがあります。このような場合に、県弁護士会が仲介合意模索

トラブルを抱えた際、今後の付き合いや立場などを考慮して、できる限り穏便に解決したいと希望する人は多いと思います。しかし、当事者間での個人的なやり取りでは、話し合いがまとまらないことがあります。このような場合に、県弁護士会が仲介合意模索

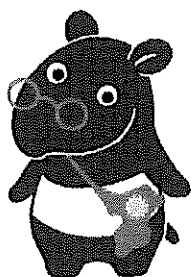
弁護士が仲介合意模索

護士会の「紛争解決支援センター」が行うADR（裁判外紛争解決手続き）という制度があります。「あつせん人」と呼ばれる弁護士が公正中立な立場で携わり、当事者双方の話し合いを仲介することで解決を目指します。

ADRは、次の点で裁判

護士会の「紛争解決支援センター」が行うADR（裁判外紛争解決手続き）という制度があります。「あつせん人」と呼ばれる弁護士が公正中立な立場で携わり、当事者双方の話し合いを仲介することで解決を目指します。

護士会の「紛争解決支援センター」が行うADR（裁判外紛争解決手続き）という制度があります。「あつせん人」と呼ばれる弁護士が公正中立な立場で携わり、当事者双方の話し合いを仲介することで解決を目指します。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。